

1. 国際租税法の体系

法源:所得税法、法人税法等の国内法と(主に bilateral¹⁾ 租税条約 (tax treaty / convention²⁾)³

二国モデル……所得発生地国たる源泉地国 (source country) と所得稼得者⁴の居住地国 (residence⁵~)⁶ 租税条約に関する main forum は OECD^{7,8,9}、次が UN¹⁰。

OECD Model Tax Convention on Income and Capital (OECD モデル租税条約) はモデルであり¹¹法的拘束力を有さない¹²が、日米租税条約、日独租税条約等の実際の二国間租税条約の交渉の出発点となる。

OECD 加盟国代表が OECD Committee on Fiscal Affairs (租税委員会) でモデル租税条約の解釈適用について話し合い、公式註釈書たる OECD Commentary に書き込む。モデル条約の文言や解釈適用につき異議 (reservation 留保 / observation 意見) がある国はその旨も Commentary に書き込む。

VAT (value added tax 付加価値税) について基本的に条約は無く国内法だけで対応する。

関税等は GATT/WTO 事項 (通商法、国際経済法): OECD を中心とする国際租税法界隈と隔絶している。

EU では CJEU (court of justice of the European Union 欧州司法裁判所) で単一市場 (single market) に向けた 4 つの自由等 (欧州人権条約が持ち出されることもある) と絡んで所得税・付加価値税¹³ 問わず様々な税目で国内法の租税立法に不可を突き付けている¹⁴。

¹ 後述するように 2016 年に multilateral (多国間) 協定が作られた (最初の多国間協定という意味ではないが)。それでも今も bilateral が基本である。

² 未だに treaty と convention の違いが分かりません。

³ 主に所得税・法人税に関する租税条約を見ていくが、相続税・遺産税に関する租税条約も少数ある。また社会保障協定 (社会保険料負担記録を引き継いで公的年金等未加入を防ぐ等) も着々と増えつつある。

⁴ 「者」(person) は個人・法人を含む用語として国際租税法では用いられる。

⁵ 原則として所得税・法人税の文脈では residence が国外源泉所得課税の根拠とされている。アメリカ (とフィリピン? 未確認) だけ例外的に非居住者でも citizen (市民権を有する者、国籍者と考えると多分大過ない?) について国外源泉所得にも課税する。

⁶ 源泉地国、居住地国は、host country、home country と呼ばれることもある。

⁷ 歴史的には第二次大戦前の LoN (League of Nations 国際連盟) における国際租税法の forum が欧州を経て OECD に引き継がれた。UN は後発。国際連盟時代については 渕圭吾『所得課税の国際的側面』(有斐閣、2016) 等先行研究多数。

⁸ Organization for Economic Cooperation and Developments 経済協力開発機構: 主に先進国。例えば中国、インド、ブラジル等を含まない後述の BEPS 対策では OECD/G20 という形で中国、インド、ブラジル等も参加した。

⁹ 渕圭吾「国際租税法における OECD の役割とその位置づけ」日本国際経済法学会年報 24 号 15-36 頁 (2015.11)

¹⁰ United Nations 国際連合: 途上国含む。UN モデル租税条約は OECD モデル租税条約よりも途上国側に配慮するために源泉地国 (資本輸入国) に課税権を配分している。

¹¹ 米国モデル租税条約、オランダモデル租税条約等、各国がモデル租税条約を作成し公表している例もある。日本モデル租税条約を作るべしという意見もある。増井良啓「_____」

¹² 註 17 判決は「日星租税条約は、経済協力開発機構 (OECD) のモデル租税条約に倣ったものであるから、同条約に関して OECD の租税委員会が作成したコメントリーは、条約法に関するウィーン条約 (昭和 56 年条約第 16 号) 32 条にいう「解釈の補足的な手段」として、日星租税条約の解釈に際しても参照されるべき資料ということが出来る」と述べた。以後これが先例となっている。私は一部反対。浅妻章如「国際租税法におけるルール形成とソフトロー——CFC 税制と租税条約に関する OECD コメントリーの位置付けを題材として」中山信弘編集代表『政府規制とソフトロー』255-275 頁 (有斐閣、2008)。

¹³ 付加価値税については付加価値税指令 (2006/112/EC) との整合性も問われる。所得税・法人税については EU といえども統一化を果たせていない。

¹⁴ 例えば Cadbury Schweppes, C-196/04 <http://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-196/04> は、freedom of establishment に照らし、英国の CFC 税制が租税回避対策として比例原則 (proportionality) に照らして正当化さ

4つの自由……TFEU: Treaty on the Functioning of the European Union 欧州連合の機能に関する条約の中の Free Movement of Persons, Services and Capital

- 1 free movement of workers 労働者の移動の自由
- 2 freedom of establishment 設立の自由
- 3 freedom to provide service 役務提供の自由
- 4 free movement of capital 資本移動の自由)

国家補助金 (state aid) として逆に国の企業に対する課税がぬるすぎることが問題視されることもある¹⁵。

日本の租税法が EU と同様に通商法的課題に向き合いうるとすれば投資保護協定 (investment protection agreement) 絡みであろう。但し今までのところ日本の裁判所¹⁶は、投資保護協定が日本の租税法を制約する余地¹⁷は狭いと考えている。

2. 国際租税法の課題の鳥瞰

れるのは wholly artificial arrangements intended to escape the national tax normally payable (通常ならば支払うべき国税を回避する目的の完全に人為的な仕組み) に適用される場合だけであるとした。須網隆夫「投資自由化協定と直接税制—EU 司法裁判所・Cadbury 事件先決裁定をめぐって—」RIETI Discussion Paper Series 11-J-068 <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/11j068.pdf>

¹⁵ アイルランドが Apple に不当な租税優遇を与えているのでアイルランドは Apple に€13 billion の税を課すべし、と European Commission (欧州委員会) は昨年判断した。European Commission - Press release State aid: Ireland gave illegal tax benefits to Apple worth up to €13 billion Brussels, 30 August 2016 http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-2923_en.htm

Apple としては国際租税法境界の arm's length principle に従って租税負担軽減を図っているだけという言い分なので不当視されるいわれはないと考えている。そしてアイルランドも欧州委員会に従わなかった。そのため、最近裁判に行くことになった。State aid: Commission refers Ireland to Court for failure to recover illegal tax benefits from Apple worth up to €13 billion (4 October 2017)

https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2014-2019/vestager/announcements/state-aid-commission-refers-ireland-court-failure-recover-illegal-tax-benefits-apple-worth-eu13_en

同日、ルクセンブルクが Amazon に与えた不当な租税優遇についても European Commission は state aid に当たるとの声明を出している。Statement by Commissioner Vestager on illegal tax benefits to Amazon in Luxembourg and referring Ireland to Court for failure to recover illegal tax benefits from Apple (4 October 2017) https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2014-2019/vestager/announcements/statement-commissioner-vestager-illegal-tax-benefits-amazon-luxembourg-and-referring-ireland-court_en

これらの動きは、EU vs. US (アメリカの輸出促進税制を巡る GATT/WTO での戦いの再燃?) というよりは EU vs. OECD というべきであるように思われる。EU (或いは通商法、国際経済法) と国際租税法境界との間に discipline の相違がある、という問題であるように思われる。私は、基本的には通商法・国際経済法境界が法人税と VAT の課税ベースの異同に関する経済学的な発想に馴染んでないことに対して苛立ちを覚えているが、arm's length principle に関しては、国際租税法境界からの他分野に対する説得力の乏しさに一分の理はあると考えている。

なお、瀧圭吾「国家補助規制による国際租税法の静かな革命」(未公刊?) 参照。

¹⁶ 日本電産ニッシン広東型来料加工事件・東京高判平成 23 年 8 月 30 日平成 21(行コ)236 号は註 17 判決等を引用しつつ「タックス・ヘイブン対策税制は、我が国の内国法人に対する課税権の行使として行われるものである以上、香港投資協定3条が[租税特別]措置法66条の6の適用を排除する規定とは解されない」

¹⁷ グラクソ事件・最一小判平成 21 年 10 月 29 日民集 63 卷 8 号 1881 頁は「いわゆるタックス・ヘイブン対策税制を設けることは、国家主権の中核に属する課税権の内容に含まれるものと解される。したがって、租税条約その他の国際約束等によってこのような税制を設ける我が国の権能が制約されるのは、当該国際約束におけるその旨の明文規定その他の十分な解釈上の根拠が存する場合でなければならぬと解すべきである。」と論じ、日星租税条約 7 条 1 項 (PE 恒久的施設なければ課税なしのルール) に日本の CFC 税制 (租税特別措置法 66 条の 6。個人株主については 40 条の 4・最一小判平成 21 年 12 月 4 日判時 2068 号 34 頁) が違反しないとした。

BEPS (ベップス base erosion & profit shifting 税源浸食と利益移転)¹⁸¹⁹

Action 1 Digital Economy: デジタル経済、電子商取引対応

Action 2 Hybrid Mismatch: ☆debt/equity、corporation/transparent 等、国毎の扱いの違い

Action 3 Controlled Foreign Company: ☆CFC 税制、tax haven 対策税制、外国子会社合算税制

Action 4 Interest Deduction Limitation: ☆利子支払い等の控除制限

Action 5 Harmful Tax Practice: ☆優遇税制、tax haven 等

Action 6 Treaty Benefits: ☆条約漁り (treaty shopping) 対策、受益者 (beneficial owner) 概念等

Action 7 Avoidance of Permanent Establishment Status: 細分化対策、commissionaire 対策²⁰

Action 8-10 Transfer Pricing (Hard To Value Intangibles): 特に無形資産等の移転価格問題

Action 11 Measuring and Monitoring BEPS: データ的に BEPS がどの程度深刻か

Action 12 Mandatory Disclosure: 租税回避商品の義務的開示

Action 13 Transfer Pricing Documentation & Country-by-Country Report: 文書化&国別報告書

Action 14 Dispute Resolution: 紛争解決手続整備、相互協議、仲裁等

Action 15 Multilateral Instrument: 多国間協定²¹

BEPS 以外の課題

・銀行秘密対策²²、FATCA、情報交換、パナマ文書、リヒテンシュタインリーク²³等

・通商法 (国際経済法) と国際租税法の discipline の違い

・居住者に対する全世界所得課税を維持すべきか

・arm's length principle では多国籍企業の租税負担軽減策を防げないから formulary apportionment を採用すべきか。

¹⁸ 各国政府が BEPS に対抗するために善後策を講じているのだが、インフレ策・インフレ対策の違いを無視して雇用対策とかいう妙な表現が用いられることがあるのと同様に、「BEPS」という言葉で実際には「anti BEPS」を意味していることがある。BEPS Action～ (ベップス行動～) 等の表現が混乱の元であろうと思われる。

¹⁹ 投資が関わりやすい課題につて☆を付けた。BEPS は主にアメリカ系多国籍企業の租税負担軽減策を念頭に置いているので、投資が直接に関わるという訳ではない。今日は BEPS の全てには言及しない。

²⁰ BEPS 対策では論じられてないが投資関係の PE 問題として東証近くのサーバーが租税条約の定義に照らすと PE に該当しうる (OECD モデル租税条約 5 条 4 項の準備的補助的活動除外規定の要件を満たさない) という問題があった。PE の存在が認定されたとしても PE 帰属利得 (attribution of profits) を OECD モデル租税条約 7 条 2 項により基本的には arm's length principle (独立当事者間原則) に従って算定する限り、大した税収にはならないと見込まれるが、PE が認定されると少額の利得帰属とはいえ申告をしなければならないという手間が面倒という問題と考えられようか。なお、Cayman 等、日本と租税条約を締結していない国経由の投資を促進しないようにするため、米英等日本と租税条約を締結している国経由の投資について PE 認定を外すという特約を条約の議定書 (protocol) に加えるという方策は、考えられなかったようである。

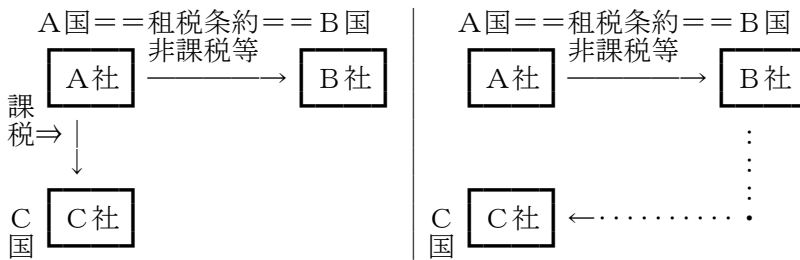
²¹ 殆どの租税条約は bilateral で締結されている (一部、北欧と南米に multilateral の租税条約がある) ため、OECD 租税委員会で租税条約の文言の変更や解釈適用の改善について話し合っても、その内容が日米租税条約や日独租税条約等の個別の bilateral 租税条約に反映されるまで時間がかかってしまうことに業を煮やし、multilateral で租税条約の内容の修正、および解釈適用の改善について合意しようというもの。2017 年 7 月 5 日に調印式が行われた。Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS <http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-beps.htm>

Multilateral といっても GATT/WTO のような multilateral の紛争解決機関が用意されているわけではなく bilateral 租税条約の修正であるので、註 1 で述べたように今も基本的に国際租税法の世界は二国モデルで説明される。

²² Thomas Piketty の弟子のガブリエル・ズックマン (林昌宏訳、渡辺智之解説) 『失われた国家の富 タックス・ヘイブンの経済学』(NTT 出版、2015) 参照。

²³ 2007～2008 年頃にドイツのお偉方 (Deutsche Post の Klaus Zumwinkel 社長ら? 何かの大臣もいたような気がしますが…) がリヒテンシュタインに隠し口座を有しているとして大きなスキャンダルとなった。課税庁が銀行秘密データを買取るといふ手段は有効と思われる。

3. 条約漁り(treaty shopping)



例) A国からC国に支払をなすとA国国内法が適用され高い税率が適用される。C国居住者であるC社はA国居住者であるA社と直接取引を行うのではなく、間にB国居住者であるB社を介在させることを考える。A社→B社の支払について、A-B租税条約が適用され、A国での課税が低く抑えられる又は非課税となる。

本来A-B租税条約の便益を受ける資格のないC社が、ダミー会社的なB社(ペーパー・カンパニーであることもある)を介在させることによって条約の便益を受けることを条約漁りという。条約の便益を利用するしか役割のない実体のない会社を導管会社(conduit company)とも呼ぶ。

- B社が受益者(beneficial owner)²⁴ではないとしてAB租税条約の適用を否定する途
- 条約に特典制限条項(Limitation on Benefit Clause)を書き込む途

条約漁りを許さないとしつつ、CIV(Collective Investment Vehicle 集合的投資媒体)²⁵については租税条約による減免税率等の恩恵を認めないと投資が妨げられてしまう²⁶。

²⁴ *The Queen v. Prévost Car Inc.* (2008 TCC 231); (2009 FCA 57) <http://decision.tcc-cci.gc.ca/en/2008/2008tcc231/2008tcc231.html> <http://decision.tcc-cci.gc.ca/en/2008/2008tcc231/2008tcc231.pdf>
カナダがA国、オランダがB国、スウェーデン・英国がC国の例。スウェーデン・英国の自動車メーカーがオランダ法人たる持株会社を経由してカナダの自動車メーカーを買収した。オランダ法人が加蘭租税条約に照らしカナダ法人からオランダ法人に支払われる配当についてオランダ法人がbeneficial ownerでないから租税条約中の軽減税率は適用されない、とカナダ課税庁は主張したが、斥けられた。こうした例もあって、beneficial owner条項ではなかなか課税庁が勝てないということから、limitation on benefit条項を作る機運が高まったという経緯があったのだが……

スイス連邦最高裁 Bundesgericht Urteil vom 5.11.2015 (2C_364/2012, 2C_377/2012, und 2C_895/2012 http://www.servat.unibe.ch/dfr/bger/150505_2C_364-2012.html http://www.servat.unibe.ch/dfr/bger/150505_2C_895-2012.html)デンマーク法人たる銀行(デ銀行)がtotal return swapとして、配当相当額(スイスの証券に対応)を支払い、固定金利の利子を受け取るという契約をしていたところ、デ銀行がリスクヘッジのためスイス法人の株式を取得し、スイス法人から配当を受領し、35%の源泉徴収課税を受け、租税条約に基づきデ銀行が源泉徴収税額の還付をスイスに請求した、という事例。瑞丁租税条約ではOECDモデル租税条約10条2項柱書第2文に相当するbeneficial owner概念が書き込まれていなかったものの、スイス判例法及び学説が伝統的に述べてきた通り、beneficial ownerは全ての租税条約に適用される暗黙の要件である、とされた。日本人である私からすると、条約の文言の解釈としては許容範囲を超えているように感じられるのだが。なお、Bundesgericht 2C_752/2014 vom 27.11.2015 http://www.servat.unibe.ch/dfr/bger/151127_2C_752-2014.htmlでもbeneficial owner概念がスイス・ルクセンブルク租税条約の暗黙の要件であるとされた。

²⁵ 法人、組合、信託等、様々な法形式が用いられる。

²⁶ 条約漁りの問題とは異なるが、Delaware州法上のLPS(limited partnership)について最二小判平成27年7月17日民集69巻5号1253頁はnon-transparent(法人)扱いとし、LPSについて生じている減価償却費のpartner段階たる日本居住者による利用を制限した。

しかし、その後国税庁は2017年2月9日頃に「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」

(https://www.nta.go.jp/foreign_language/tax_information.pdf)を発遣し、LPSのtransparent(透明)扱いを認め、日米租税条約4条6項(e)に関し、日本居住者がLPSを通じてアメリカに投資している場合の日米租税条約の特典は制限されない、とした。

4. Hybrid Mismatch

例:源泉地国法人 S 社(subsidiary)が居住地国法人 P 社(parent)に利子/配当を支払う。
源泉地国では利子扱い→S 社の課税ベースから控除される(deduction)
居住地国では配当扱い→P 社では受取配当益金不算入(non inclusion)

例:S 国 A→B→C→国境→D R 国

S 国視点:B が透明(transparent, 組合や支店)、C が法人(non-transparent, opaque)

R 国視点:B が non-transparent、C が transparent

A が B に利子を支払い、B が C に配当を支払う。

R 国視点:B が D に配当を支払う。D は外国子会社配当益金不算入。

S 国視点:B が transparent なので A が C に利子を支払う。C は S 国で受領利子所得につき納税する。

C が S 国で納めた源泉地国税額につき R 国で外国税額損金算入を主張できるか。²⁷

5. debt/equity の区別の是非

Debt(負債の利子)について、支払者非課税、受領者課税

Equity(配当)について、支払者課税、受領者²⁸非課税

この dichotomy(二分法)²⁹は、国内法でも問題であるし国際租税法でも問題の根源であろう。

transparent | non-transparent の dichotomy も軽視できないが、恐らく根源は debt/equity であろう³⁰。

debt/equity 解消法の二極

○支払者課税:CBIT³¹…支払利子控除否認。受領者段階非課税。

○受領者課税:ACE³²…支払配当控除容認。

支払者課税を徹底する CBIT は(国内文脈では個人累進税率を諦めれば有力な選択肢だが)国際的には資本呼び込みにマイナスかもしれないという欠点があり、どの国も採用できていない。

支払者非課税の徹底は国際的には BEPS 対策の機運³³の中で難しい。

Kleinbard の BEIT 提案³⁴は、ACE 型に近いが、企業段階で debt/equity 問わずみなし利率で控除するという

²⁷ *FLSmidth Ltd. v. The Queen* (2012 TCC 3); (2013 FCA 160)

<http://www.canlii.org/en/ca/tcc/doc/2012/2012tcc3/2012tcc3.html>

<http://www.canlii.org/en/ca/fca/doc/2013/2013fca160/2013fca160.html> におけるアメリカが S 国、カナダが R 国の例。事案の結論として裁判所は外国税額損金算入の主張を斥けた。

²⁸ 配当受領者が法人である場合。日本でいう法人税法 23 条、23 条の 2

²⁹ 吉村政穂「第 3 章 資本拠出者に対する課税——デットとエクイティの区分を中心に」金子宏監修(増井良啓・太田洋・吉村政穂編集担当)『現代租税法講座第 3 巻企業・市場』51-70 頁(日本評論社、2017)

³⁰ 法の解釈適用に関しては transparent | non-transparent も重要であるが、多くの立法提案は事業体(business entity)の法人格の有無等の違いを捨象するようなモデル(事業体と家計のみのモデル)を提示する。

³¹ Comprehensive Business Income Tax, discussed in U.S. Department of the Treasury, Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once (1992) <https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Report-Integration-1992.pdf> p. 39

³² Allowance for Corporate Equity. 山田直夫「イタリアの ACE について—ベルギーの NID との比較—」証券経済研究 86 号 1-15 頁(2014.6) http://www.jsri.or.jp/publish/research/86/86_01.html イタリア ACE (Aiuto alla Crescita Economica)、ベルギー NID (Notional Interest Deduction みなし利息控除)

³³ 註 7~註 10 で見たように、国際租税法の歴史は、先進国対途上国、資本輸出国対資本輸入国の税源配分の歴史であった。しかし 21 世紀に入り、源泉地国の課税権に冷淡な OECD モデル租税条約のままでは多国籍企業グループにいいように租税負担軽減策を講じられてしまうため、国対大企業の文脈で源泉地国課税権の擁護の機運が高まった。この機運の変化を早くに察知していたのが Lee A. Sheppard, *Revenge of the Source Countries?*, 106 Tax Notes 1362 (March 21, 2005); 37 Tax Notes International 1127 (March 28, 2005)。

³⁴ Business Enterprise Income Tax, discussed in Edward D. Kleinbard, Designing an Income Tax on Capital, in Henry J. Aaron, Leonard E. Burman & C. Eugene Steuerle, ed., TAXING CAPITAL INCOME 165-205 (The Urban Institute Press: Washington DC, 2007); Edward D. Kleinbard, *Rehabilitating the Business Income Tax* (June 2007) (http://www.hamiltonproject.org/papers/rehabilitating_the_business_income_tax1/)

点は分かりやすい。企業所在地国は time value of money (金銭の時間的価値) 部分への課税を諦める一方で、bet 利得部分への課税権を留保するという発想である。或る企業が或る国に所在することで得られる所得のうち time value of money 部分を控除し bet 利得部分のみ課税される場合、それは広い意味での経済的 rent への課税であり、当該企業は当該国から逃げ出す incentive を持ちにくい、という利点がある。

尤も debt/equity の区別を無くすことと実物取引・金融取引の区別を無くすことの同時達成は不可能³⁵。debt/equity の区別か、実物取引・金融取引の区別か、少なくともどちらかにより企業(正確には taxing point) を決めざるをえない。

6. 税が国際競争力? (competitiveness?)³⁶に与える影響

アメリカの自動車産業をどう定義するか、についての二つの候補³⁷

定義①: Big3 (主にGM) 所有会社がアメリカ自動車産業であると定義する。

→VW (欧車産業の一例) がアメリカに工場を持っている場合はアメリカ自動車産業に含まれない。

→GMが外国に工場を持っている場合はアメリカ自動車産業に含まれる。

定義②: アメリカで自動車を製造する工場がある場合をアメリカ自動車産業という。

→VWがアメリカに工場を持っている場合はアメリカ自動車産業に含まれる。

→GMが外国に工場を持っている場合はアメリカ自動車産業に含まれない。

How corporate income tax hurts competitiveness

	$R^{US}(1-t)=R^{EU}$		
EU located	3	D	4
	A	B	C
US located	1	2	
	US owned	$R^{US}=R^{EU}$	EU owned

$R^{US}=R^{EU}$
 $R^{US}(1-t)=R^{EU}$

R^{US} は定義①のアメリカ自動車産業の税引前収益率。 R^{EU} が欧州自動車産業の税引前収益率。定義①によれば1と3がアメリカ自動車産業であり、2と4が欧州自動車産業である。無税の世界では、 $R^{US}=R^{EU}$ で(太い縦線で)米欧が分けられる。太い縦線より左側はGMが所有した方が収益率が高く、右側はVWが所有した方が収益率が高い。

R_{US} は定義②のアメリカ自動車産業の税引前収益率。 R_{EU} が欧州自動車産業の税引前収益率。定義②によれば1と2がアメリカ自動車産業であり、3と4が欧州自動車産業である。無税の世界では、 $R_{US}=R_{EU}$ で(太い横線で)米欧が分けられる。太い横線より上側は欧州に工場を設立した方が収益率が高く、下側はアメリカに工場を設立した方が収益率が高い。

次に、アメリカだけが税を課し、欧州は無税のままであると想定。

長戸貴之「資本所得(及び資本)に対する課税に係る理論と実務の動向」日本証券業協会証券税制研究会(第6回2017年6月15日)が紹介したのは2017年のDual BEIT。Dual BEITはBEITより劣るように私には感じられる。BEITでは受領者個人の累進税率が最終的には適用される。Dual BEITは資本所得について比例税率を課す(起業家の資本労働結合所得について累進課税を残す)としている。分配の是正のために累進税率適用の範囲を広げるか、比例税率でも課税の実効性を高めることを狙うか、という違いであろう。

³⁵ 神山弘行「法人課税とリスク」金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』328頁(有斐閣、2014)——「[キャッシュ・フロー法人税の]R ベースでは、debt と equity の区別をする必要がないのに対して、R+F ベースでは両者の区別が必要になる。これに対して、R+F ベースでは、実物取引と金融取引を区別する必要がないのに対して、R ベースでは両者を区別しなければならない。」

³⁶ competitiveness という語は非常に煙たがられる。Kleinbard, Edward D., 'Competitiveness' Has Nothing to Do with it, 144 Tax Notes 1055 (September 1, 2014) <http://ssrn.com/abstract=2476453>

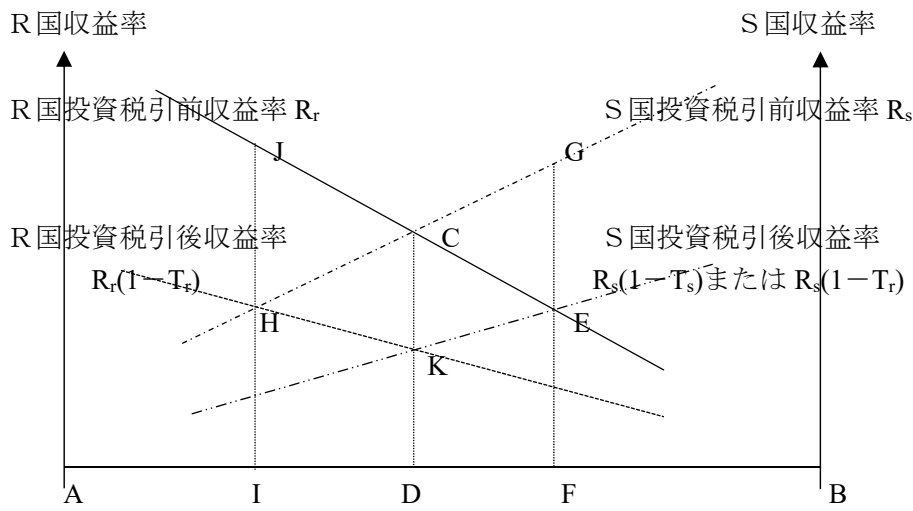
³⁷ Michael S. Knoll, The Corporate Income Tax and the Competitiveness of U.S. Industries, 63 Tax Law Review 771 (2010)を浅妻章如「所得源泉/BEPS/arm's length/競争」租税研究 781号 183-198頁(2014.11)で紹介した。

定義①の観点——DとBの部分アメリカ自動車産業から欧州自動車産業に変わる。Dは、GMの欧州所在工場が、VWに買収されること、Bは、GMのアメリカ所在工場が、VWに買収されることを表す。アメリカの課税は、株主がGMでなくVWに投資するようになるという歪みをもたらす。例えば、カナダの工場をGMが買収するかVWが買収するかという競争において、VWの方が高い買収価格を提示することができる³⁸。

定義②の観点——アメリカが課税をすることで、ABCの部分アメリカ自動車産業から欧州自動車産業に変わる。Aは、GMがアメリカ工場を閉鎖し、欧州に工場を建て直すことを、Cは、VWがアメリカ工場を閉鎖し、欧州に工場を建て直すことを表す。

7. 二国モデルから三国モデルへ、そしてDBCFT

R国(居住地国)、S国(源泉地国)という二国モデルでこれまで国際租税法は説明されてきた³⁹。伝統的に、源泉地国とは、企業所在地国、工場所在地国、製造地国すなわち資本輸入国を意味した。



(CEN (capital export neutrality 資本輸出中立性) を説明するときの二国モデル)

しかし製造地と消費地との違いを意識し始めたとき、二国モデルは使い勝手が悪い。そこで三国モデルが提示されるようになりつつある。⁴⁰

投資家所在地国 R 国	企業所在地国 S 国	仕向地国 D 国
所得税	法人税	付加価値税

DBCFT (destination-based cash flow tax) は経済学者が支持しやすいと見受けられる。

R ベースの cash flow 税 (機械等の購入費即時控除容認、借入金利子控除否認。つまり付加価値税と類似) で time value of money 部分への課税を無くし、R 国・S 国間の工場等設立国選択 (生産地選択) における税制による歪みを無くす (R 国がアメリカである場合アメリカ企業の国外流出を税制が促さないようにする)。

仕向地主義とすることで S 国・D 国間の生産地選択における税制による歪みを無くす。

↑

³⁸ CON (capital ownership neutrality 資本所有中立性) として論じられていることの意味。Mihir A. Desai & James R. Hines Jr., Evaluating International Tax Reform, 56 National Tax Journal 487 (2003) が元祖。

³⁹ 或る支払いについての支払者と受領者の課税関係を法で規律するため二国モデルとなることには必然性があり、三国モデルは恐らく経済学的な説明で使われるようになるのであろうと思われる。

⁴⁰ 浅妻章如「恒久的施設を始めとする課税権配分基準の考察—所謂電子商取引課税を見据えて—」国家学会雑誌 115 巻 3・4 号 321 頁以下、354 頁 (2002)、Institute for Fiscal Studies, MIRRLEES REVIEW: [TAX BY DESIGN](#) (Oxford University Press, 2011) の Chapter 18. Corporate taxation in an international context、渡辺智之「電子商取引と課税」租税研究 776 号 161 頁以下、168 頁 (2014.6)

ならば四の五の言わず付加価値税(仕向地主義)⁴¹でよかろうという意見もある⁴²。
 租税条約との関係で DBCFT が外国税額控除の対象として認められるか？
 GATT/WTO で違法な輸出補助金であるとの判定を受けるか？⁴³

何れにせよ企業所在地国 S 国における法人税の賦課に対し経済学のモデルは強い異議を呈している。
 資本輸出中立性(CEN)モデルにしても、仕向地主義課税礼賛にしても、課税権が配分されるべきは R 国か D 国であって S 国ではない。
 法人税という名称が維持されるか分からないが、生産地における課税は何らかの意味で time value of money 部分への租税負担を削る方向で租税競争がなされることは避けがたいように思われる。^{44,45}

8. 法人税弱体化の後:個人課税と銀行秘密

企業所在地国たる S 国が自国で生産している工場等に対し今までのような課税はできなくなるという租税競争の圧力は否定し難い。即時控除か、資本コスト控除か、分からないが、何らかの方法で、少なくとも time value of money を企業段階(法人に限るかどうかもかく)⁴⁶で課すことは、次第に諦められていくと予想される。

他方で格差社会対策として個人への課税は残らざるを得ない。
 しかし、長戸貴之報告・Dual BEIT 提案にあったように、上限付きの IRA (individual retirement account) 等、中流階級向け⁴⁷の金融商品への税制上の優遇措置は、肯定されうる。
 CIV (Collective Investment Vehicle) に対する国際租税法上の優遇も残されるであろう。

他方で、上流階級の個人所得への課税の実効性確保策が重要となる。
 かつて銀行秘密が高い壁であったが、銀行秘密突破⁴⁸も次第に可能にありつつあるし、課税庁間の情報交換⁴⁹の充実も図られつつある⁵⁰。

⁴¹ アメリカ連邦憲法下で付加価値税を連邦政府が課すことを認める憲法改正の見込みが立たないという点で、アメリカ連邦政府に対する同情の余地はある。

⁴² Wei Cui, Destination-based Cash-Flow Taxation: A Critical Appraisal, 67 U. Tor. L.J. 301-347 (2017) <https://ssrn.com/abstract=2887218>

⁴³ 付加価値税が輸出補助金ではないから DBCFT も輸出補助金ではないとする見解と、付加価値税と DBCFT の経済的実質が同じではないとする見解と、どちらが優勢か、私には判断がつかない。

⁴⁴ BEPS 対策の文脈で、value creation (価値創造)のある国に課税権を配分するという標語が定着している。しかしなぜ生産地・仕向地ではなく価値創造という表現を用いたのかという疑問が浮かぶ。伝統的な国際租税法の理解によれば、価値創造は生産地国にあると観念されてきたはずである(観念と表現は重要である。価値創造の場所を論理的に演繹で導くことはできず感覚によるしかない)。私の邪推にとどまるが、三国モデルの中で S 国か D 国かはっきりさせることを回避するために、生産地でも仕向地でもなく価値創造という表現が選ばれたのであろう。

⁴⁵ 尤も、法人税の負担が投資家に帰着しているのか労働者に帰着しているのかについての実証分析の結果はまちまちであり、いまだに決着がつかない問題であるといえる。資本が法人税を課す国から逃げやすい状況にあるかどうか、が違うのであろう。

⁴⁶ 個人経営零細企業についてどうなるかは、予測し難い。

⁴⁷ 十分な貯蓄も難しい下級階層については執行の面でどのみち課税が難しい。

⁴⁸ Jeremiah Coder, IRS Pays [Bradley] Birkenfeld \$ 104 Million Whistleblower Award, 2012 WTD 177-1……約 100 億円貰えるなら秘密を裏切りますよねえ。

⁴⁹ 特にスイスの銀行の情報が鍵となる。

スイス連邦最高裁 Tribunal federal, 2C_893/2015 Arrêt du 16 février 2017 http://relevancy.bger.ch/cgi-bin/JumpCGI?id=16.02.2017_2C_893/2015&lang=fr 盗難銀行データをフランスと共有してよいとする。

スイス連邦最高裁 Tribunal federal, Arrêt 2C_1000/2015 du 17 mars 2017 http://relevancy.bger.ch/cgi-bin/JumpCGI?id=17.03.2017_2C_1000/2015&lang=fr 盗難銀行データのフランスからの情報提供要請を拒絶。

William Hoke, Swiss Court Allows Sharing of HSBC Account Data with Indian Tax Authorities, 2017 WTD 135-9 (スイス連邦行政裁判所判決年月日等は不明)によればインド居住者の HSBC 口座データをインド政府と共有してよいとする。

⁵⁰ FATCA のように中流階級まで巻き込む方策は費用が便益に見合わないと思われるが。